

お茶の水女子大学院生会規約

第1条(名 称)

本会はお茶の水女子大学院生会(略称院生会)と称する。

第2条(目 的)

本会は院生の自治活動に基づき、院生相互の理解と研究交流を深め、研究、生活の諸条件の向上をはかり、学問研究の発展の推進力となることを目的とする。

第3条(構 成)

本会はお茶の水女子大学大学院生(以下会員と称する)全員によって構成される。

第4条(機 関)

本会は次の機関を置く。

(1) 総会 (2) 代議員会 (3) 常任委員会 (4) 臨時小委員会

第5条(総 会)

- 1 総会は本会の最高決議機関である。
- 2 総会は次の場合に常任委員会により召集される。
 - (1) 年2回(5月と11月)の定例総会
 - (2) 臨時総会これは、代議員会が総会を開く必要があると議決したとき及び会員の6分の1以上の署名による要請が常任委員会へ提出されたとき開かれる。
- 3 総会を開くにあたって、常任委員会は3日前までに総会の議題、日時、会場を会員に公示しなければならない。
- 4 総会の定足数は全会員の3分の1とする。但し、委任状は定足数の6分の1までを有効とし議決権は認めない。
- 5 総会における決議は出席者の過半数の賛成を得たとき、成立する。
- 6 総会が成立しなかったとき、または開くことが困難なとき、投票により、全会員の3分の2以上の回収を得てその過半数の賛成を得たとき、総会の決議に代えることができる。

第6条(代議員会)

- 1 代議員は各専攻により10名に1名の割合(但し端数は切り上げる。)で選出された代議員とオブザーバーにより構成され、総会に次ぐ決議機関である。

院生は全員オブザーバーになることができ、代議員と同等の発言権を有する。院生以外の者は、その都度代議員の承認を得てオブザーバーになることができ、代議員の承認を得て発言できる。
- 2 代議員の任期は6ヶ月(一期6月～11月、二期12月～5月)とし、再任は妨げない。
- 3 代議員は次の常任委員を選出する。但し代議員は常任委員を兼ねることができない。
- 4 代議員会は次の場合に常任委員会により召集される。
 - (1) 毎月1回の定例代議員会
 - (2) 臨時代議員会これは常任委員会が必要と認めたととき、及び代議員の3分の1以上の要請または、臨時小委員会からの要請があったときに開かれる。
- 5 代議委員会の定足数は全代議員の過半数とし、議決は出席者の3分の2以上の賛成を得て成立する。

委任状の扱いは総会のそれに準ずる。
- 6 代議員の委任代行は、各専攻の責任のもとに正式代議員と同等の資格を有する。

第7条(常任委員会)

常任委員会は代議員会より選出された常任委員より成り、本会の執行機関を構成する。

常任委員の任期は代議員のそれに準ずる。

委員長(1名)本会全体を代表し統括する。

副委員長(1名)委員長の補佐を行う。

会計(1名)本会の会計を行う。

書記(1名)本会の記録を行う。

渉外(1名)主に対外交渉を行う。

第8条(臨時小委員会)

本会の各機関(総会、代議員会及び常任委員会)は各研究科その他に特殊な問題が生じた時問題に応じ臨時小委員会を設置することができる。臨時小委員会の決定は代議員会の承認を得て執行される。

第9条(会 計)

全会員は毎年会費を納める義務を負い、その額は500円とする。

会計報告は年2回の定例総会においてなされる。

第10条(規約改正)

本会規約の改正は総会により、出席者の過半数の賛成を得て行うことができる。

細 則

- 1 旧代議員及び常任委員は、新代議員及び常任委員が決定されるまで一切の任務を続行しなければならない。
- 2 会費の徴収は常任委員会が行う。

附 則

本規約は昭和45年3月10日をもって発効する。